



令和 年 月 日 前 時 分 受 領

婚 姻 届

令和 年 月 日 届 出

栃木県那須塩原市長 殿

受 理 令 和 年 月 日	第 号	発 送 令 和 年 月 日
送 付 令 和 年 月 日	第 号	栃木県那須塩原市長 印

書類調査	戸籍記載	記載調査	決 裁	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知
							9-2 19-3

(1) 氏 名	夫 にな る 人		妻 にな る 人	
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
(2) 住 所	夫		妻	
	生 年 月 日	昭 和 西 暦 年 月 日	生 年 月 日	昭 和 西 暦 年 月 日
(3) 本 籍	夫		妻	
	番 地 番 号	番 地 番 号	番 地 番 号	番 地 番 号
父 母 の 氏 名	父	続 き 柄	父	続 き 柄
	母	男	母	女
婚 姻 後 の 夫 婦 の 氏 ・ 新 し い 本 籍	夫	妻	夫	妻
	昭 和 令 和 年 月	昭 和 令 和 年 月	昭 和 令 和 年 月	昭 和 令 和 年 月
同 居 を 始 め た と き	夫	妻	夫	妻
	昭 和 令 和 年 月	昭 和 令 和 年 月	昭 和 令 和 年 月	昭 和 令 和 年 月
同 居 を 始 め る 前 の 夫 妻 の そ れ ぞ れ の 世 帯 の お も な 仕 事 と	夫	妻	夫	妻
	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から9人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
夫 妻 の 職 業	夫	妻	夫	妻
	夫の職業	妻の職業	夫の職業	妻の職業
届 出 人 署 名	夫	妻	夫	妻
	印	印	印	印

住 定 日

夫	昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和 年 月 日
妻	昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和 年 月 日

夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
通知	夫 妻
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無

確 認 済

<input type="checkbox"/> 住所地
<input type="checkbox"/> 本籍地
<input type="checkbox"/> 新本籍地
<input type="checkbox"/> 従前戸籍
<input type="checkbox"/> 夫妻の父母氏

記入の注意

※鉛筆や消すことのできるインクを使ったボールペンは使用しないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、日直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)
届書は、1通でさしつかえありません。
【この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。】

署 名	印	印
生 年 月 日	昭 和 西 暦 年 月 日	昭 和 西 暦 年 月 日
住 所	番 地 番 号	番 地 番 号
本 籍	番 地 番	番 地 番

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。
◎未成年者は父母の同意が必要です。

—— 住民異動について ——
住所や世帯主が変わる方は、あらたに住民異動届の手続きが必要となります。
戸籍届と同時に住民異動届を出す時は、住所欄に新住所、新世帯主を記入してください。
市外から転入の方は、旧住所の市区町村からの転出証明書をご持参ください。
なお、閉庁日(土・日曜日、祝日等)や時間外は住民異動届の受付はできませんので後日届出願います。

連絡先	平日の昼間に連絡のとれる電話番号
夫	() () () () () () () () () ()
妻	() () () () () () () () () ()

※証人は成年者(両親・兄弟姉妹・親戚・知人・友人等)2名に署名押印をもらってください。



NASUSHIOBARA